

6. 防災と安全管理

緊急の際、調布市子どもメールサービスを利用しています。（個人情報配慮することから、緊急連絡網は作成しません。）4月の園だよりにて園IDをお知らせしますので、登録をお願い致します。

※毎年度更新となります。

公共交通機関の計画運休があった場合は、運休時間の2時間前までには迎えに来てください。計画運休の時間帯によっては臨時休園する場合があります。避難訓練・高齢者等避難開始「警戒レベル3」が発令した場合は速やかにお迎えに来てください。

①災害発生等における保育園の対策

1. 大規模地震警戒宣言が発令された場所は

登園前	臨時休園とします。その後については、園より電話、メール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	1 保育園では、園児を安全な場所に集めて、皆様に引き渡せる体制を取ります。 2 皆様は、テレビ・ラジオ等で情報を得た時点で速やかにお迎えに来て下さい。 3 以後は、臨時休園とします。その後のことについては、園よりお電話等でお知らせします。

※ 「警戒宣言」の発令と伝達方法

判定会→気象庁長官→内閣総理大臣（発令）→東京都知事→調布市長→皆様のご家庭
報道機関（放送局）

2. 火災・地震で保育園に被害があった場合は

登園前	臨時休園とします。その後については、園よりメール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	1 保育園では園児を安全な場所に避難させます。 2 皆様には、メール・ホームページ等でお知らせします。連絡がありましたら、速やかにお子さんのいる避難場所に来て引き取りをお願いします。 3 以後は、臨時休園とします。その後のことについては、園よりホームページ等でお知らせします。

3. 風水害またはその「おそれ」がある場合は

登園前	臨時休園する場合は、園よりメール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	1 皆様は、台風・集中豪雨等の注意報または警戒が発令された場合は、テレビ・ラジオ等により気象情報を常に確認し、被害のおそれのあるときは自主的に早めに迎えに来て下さい。 2 保育園では、台風等の状況によっては、皆様に迎えの連絡をし、引き渡せる体制を取ります。 3 皆様は、連絡がありましたら、すみやかに迎えに来て、暴風雨の最中に帰るようなことにならないようにして下さい。 4 道路・交通機関の不通等により、迎えが遅れる場合は、必ず保育園に電話連絡して下さい。

4. 大雪またはその「おそれ」がある場合は

登園前	臨時休園する場合は、園よりメール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	1 皆様は、大雪の注意報または警報が発令された場合は、テレビ・ラジオ等により気象情報を常に確認し雪害のおそれがあるときは、自主的に早めに迎えに来て下さい。 2 保育園では、雪の状況によっては、皆様に迎えの連絡をし、引き渡せる体制を取ります。 3 皆様は、連絡がありましたら、すみやかに迎えに来て下さい。 4 道路・交通機関の不通等により、迎えが遅れる場合は、必ず保育園に電話連絡して下さい。

5. Jアラートの伝達またはその「おそれ」がある場合は

登園前	自宅で待機をお願い致します。臨時休園する場合は、園よりメール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	1 保育園では園児を安全な場所に避難させます。 2 皆様には、メール・ホームページ等でお知らせします。連絡がありましたら、すみやかにお子さんのいる避難場所に来て引き取りをお願いします。 3 以後は、臨時休園とします。その後のことについては、園よりホームページ等でお知らせします。 4 道路・交通機関の不通等により、迎えが遅れる場合は、必ず保育園に電話連絡して下さい。

災害発生等における避難場所

第一避難場所……………柴崎公園

第二避難場所……………上ノ原小学校（広域避難場所）



災害発生時は伝言ダイヤルを利用していきます。

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

調布城山保育園 042-452-9496



② お子さんを災害から守るために

防災訓練計画

◎このような計画を立て、くり返し実施訓練しています。(参考)

月	設定	保育士の訓練内容	子どもの活動	避難場所
4月	地震	・避難誘導訓練 ・消火訓練	・保育士の指示により、避難場所に移動する。	柴崎公園
5月	火災 調理室 不審者訓練	・避難誘導訓練 ・初期消火 ・職員の防犯予防訓練	・保育士の指示により、避難場所に移動する。 ・玄関より侵入してきたときの対応訓練	柴崎公園 園内
6月	地震→火災 0・1歳児保育室	・避難誘導訓練 ・初期消火 ・消火訓練を全職員で行なう。	・保育士の指示により、避難場所に移動する。 ・消防署の方のお話を聞く。	園横 駐車場
7月	火災 幼児保育室	・避難誘導訓練 ・初期消火	・保育士の指示により、避難場所に移動する。	柴崎公園
8月	地震→火災 2歳児保育室	・避難誘導訓練 ・初期消火	・保育士の指示により、避難場所に移動する。	柴崎公園
9月	地震→火災 警戒宣言 発令	・避難誘導訓練 ・引渡し訓練を行なう。 ・消火訓練を全職員、保護者で行なう。	・保育士の指示により、避難場所に移動する。 ・保育士の誘導により保護者に引き渡される	柴崎公園
10月	火災 事務所	・避難誘導訓練 ・初期消火	・保育士の指示により、避難場所に移動する。	柴崎公園
11月	地震→火災 洗濯室	・避難誘導訓練 ・初期消火 ・119番通報訓練を行なう。	・保育士の指示により、避難場所に移動する。 ・消防署の方のお話を聞く。	園横 駐車場
12月	火災 0・1歳児保育室	・避難誘導訓練 ・初期消火	・保育士の指示により、避難場所に移動する。	柴崎公園
1月	地震→火災 幼児保育室	・避難誘導訓練 ・初期消火 ・放送が出来ないことを想定した、 スピーカーでの避難訓練。	・保育士の指示により、避難場所に移動する。	柴崎公園
2月	火災 調理室	・避難誘導訓練 ・初期消火 ・事前に出火場所や、時間を知らされずに行なう。	・保育士の指示により、避難場所に移動する。	園横 駐車場
3月	地震→火災 スタッフルーム	・避難誘導訓練 ・初期消火	・保育士の指示により、避難場所に移動する。	柴崎公園

*年齢・発達に応じて、各クラスで課題を持ち、避難訓練に取り組んでいます。

《課題例》 ・防災頭巾のかぶり方について ・机の下に隠れる ・部屋の中心に集まる ・ハンカチで鼻と口を覆う
・「おかしも」の話 (おさない、かけない、しゃべらない、もどらない)
・保育室以外の場所での避難方法・乳児クラスはワゴン車の利用から歩行での避難へ移行

*毎月、消防設備自主点検を実施しています。

③お子さんの安全を守るために

◎園でのケガの治療費の補助

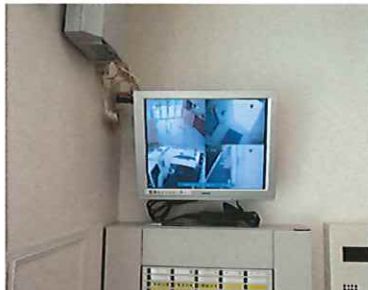
- ① 日本スポーツ振興センターに加入し、園の管理下における園児の負傷で治療費（総額が5,000 円以上の場合）の一部を補助しています。治療費は保護者の方に一時立替えていただくことになります。
乳児医療を利用した場合は、保険の対象外になります。
- ② 交通災害共済保険にも加入し、お子さんの万一の交通事故にも備えています。

◎救急処置

事故に適切に対応できるように一部職員が東京消防庁より普通救命の講習を受けております。救急通報し、病院に行くまでの応急処置を行います。

◎非常用ボタン(ホットライン)

総合警備保障非常ボタン 各階の廊下に設置しています。(3 か所)
(直接110番通報と同時に周辺のパトカーが急行してくる)



◎監視カメラ・モニター

園舎の周りに防犯カメラ4台設置しています。
(24時間ハードデスク録画・夜は赤外線カメラ、昼はカラーカメラ・事務室・2階保育室にてモニターチェック)



◎夜間の全室侵入と火災の警備委託（総合警備保障）



◎さすまた

不審者に対応するためのものです。行動訓練も行っています。



◎自動体外式除細動器（AED）



◎投てき用簡易消化用具



◎蛍光クラックボール



◎消火器



◎人工呼吸器



◎園外保育

園外保育に出かけるときは必ず携帯電話を持って行きますので、いつでも園と連絡が取れます。

その他に救急袋、着替え、ビニール袋、タオル、濡れタオル、ティッシュ、携帯ラジオを常備しています。またクラスにより必要なものをもって園外保育に出かけます。

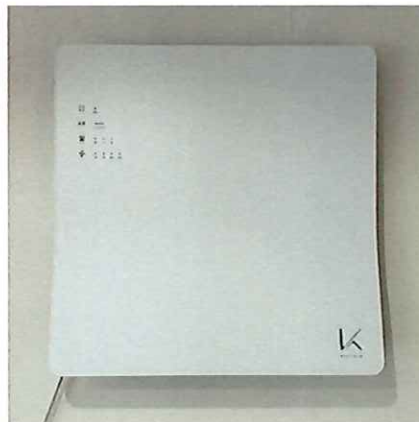


携帯電話（7台）

◎地震時の落下防止ストッパー



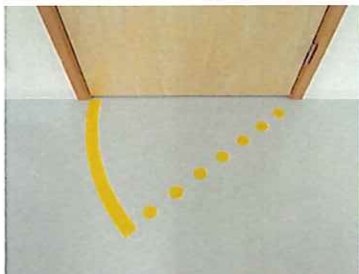
◎空気清浄機（光触媒 除菌・脱臭機）



◎引き戸の安全ゴムの設置



◎開閉ドアの目安シール



◎0・1クラスは床暖房



1 階の廊下です。ご注意ください

◎定期的（毎月）な設備・遊具の安全点検

◎防災頭巾
（幼児組）



◎防災頭巾
（乳児組）



◎職員用
ヘルメット



◎災害時持ち出し用
救急リュック



◎園児避難靴



◎備蓄

カンパン	災害用備蓄用パン	豚汁
非常用ごはんセット	保存用ビスケット	白飯
非常用ごはんセット（水のみ）	リッツ保存缶L	
災害用乾燥餅	水	非常用乳児粉ミルクセット （ミルク缶・哺乳瓶・乳首・ 乳首ブラシ・除菌シート）
パック毛布	紙おむつ（S・M・L）	
携帯簡易トイレ	クイックエコマット	
ミニマルちゃん	→災害時救助用マット	
ベンリー袋 →簡易トイレ袋		

- * 保存食は賞味期限を管理し、種類が変更になることがあります。
- ** アレルギー児は誤食の無いよう災害時にはビブスを着用します。
- ★ その他、事故やヒヤッとしたこと・ハッとしたことがあった場合、『事故報告書』や『ヒヤリ、ハット報告書』を作成し、職員会議で話し合い安全管理に努めています。

◎職員の健康管理

全職員が毎月、サルモネラ属菌、赤痢菌、O-157を含む「腸内細菌検査」を受けています。
また、授乳・離乳食・給食の配膳等を安全に行うために衛生管理を徹底しています。

自転車に子どもが乗る時は、ヘルメット着用！



子どもを乗せた自転車の事故は多いです。
「走っているときに他の自転車にぶつかりそうになった」
「子どもを乗せようとして(降ろそう)としたときにグラッと倒れた」・・・
などなどドキッまたはヒヤッとしたことはありませんか。

平成20年6月道路交通法改正により児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童、幼児を自転車に乗車させるとき、補助椅子などで同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。と書かれています。きちんと守って、事故を未然に防ぎましょう。

乗車人員

原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は幼児を同乗させることができます。



一般自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に6歳未満の幼児を1人に限り乗車させることができます。

※さらに運転者は幼児1人を子守バンド等で背負って運転できます。

幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者は、幼児2人を同乗させることができる特別の構造又は装置を有する自転車（幼児2人同乗用自転車）に6歳未満の幼児2人を乗車させることができます。

※幼児2人を乗車させた場合、運転者は幼児を背負って運転することはできません。



自転車損害賠償保険等への加入(義務) 令和2年4月より

自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車利用者に保険等への加入が義務化されました。